

伊予市

# 第3次障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

## 第7期障がい福祉計画

## 第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

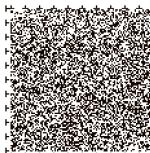
誰もが自分らしく暮らせ、  
お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり



令和6年3月 伊予市

この冊子は、視覚に障がいのある方もご利用いただけるように  
音声コード ユニボイス を貼付けしています。

スマートフォンの専用アプリで読み取ると、音声を聞くことができます。  
※専用アプリはお手持ちのスマートフォン等で「ユニボイス」と検索してください。



# 1 計画策定の主旨

伊予市では、障がいのある人に対する保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的かつ計画的に進めるため「第3次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を展開してきました。

この度、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第3次障がい者計画」の見直しと、新たに「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

## 障がい者計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針を定めた計画です。

障がいのある人のための施策に関する基本計画という位置づけです。

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉や障がい児福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされるサービス量を計画的に整備するための計画です。

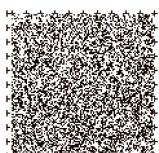
### 計画の期間

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画				第3次		
障がい福祉計画		第6期			第7期	
障がい児福祉計画		第2期			第3期	

# 2 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法第1条に規定された、「障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念の下、『誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり』とします。

誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、  
思いやりのあるまちづくり

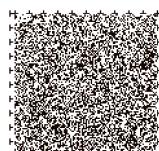


## 3

## 障がい者計画で取り組むこと

基本目標	具体的な取り組み		
<b>1</b> 自立に向けた生活支援	(1) 総合的な相談支援体制づくり【重】 (2) 在宅生活の支援【重】 (3) 経済的な支援の充実	(4) 日中活動の場の充実 (5) 地域生活支援拠点の充実【重】 (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保	
<b>2</b> 情報アクセシビリティの向上 ・意思疎通支援の充実	(1) 広報・情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の推進【重】		
<b>3</b> 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 地域における医療体制の充実 (3) 地域リハビリテーション体制の充実	(4) 精神保健福祉の推進【重】 (5) 難病患者等への支援	
<b>4</b> 切れ目のない療育・教育	(1) 障がい児の支援体制の充実【重】 (2) 子育て支援の充実	(3) 教育相談・進路指導の充実 (4) 教育環境の充実	
<b>5</b> 雇用・就労の促進	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 市における障がい者雇用の強化【重】	(3) 福祉的就労の充実	
<b>6</b> 行政サービス等における配慮	(1) 行政職員の障がい者理解促進 (2) 選挙等における配慮		
<b>7</b> 安全・安心な生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの普及・促進 (2) 外出しやすいまちづくり (3) 著らしやすい居住環境の整備・改善 (4) 障がいのある人に配慮した住まいの拡充		
<b>8</b> 防災・防犯対策の推進	(1) 防災・防火対策の充実【重】 (2) 防犯対策の充実		
<b>9</b> 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 福祉教育の推進 (2) 地域福祉活動の推進 (3) 広報・啓発活動の推進【重】	(4) 交流・ふれあいの促進 (5) 権利擁護の推進	
<b>10</b> 文化芸術・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の推進【重】 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 生涯学習の充実		
<b>11</b> 国際交流の推進	(1) 障がい者等の国際交流の推進 (2) 地域に住む外国人との交流の促進		

※【重】は本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策です。



# 4 重点的な取り組みについて

## ▶ 総合的な相談支援体制づくり

- 障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるよう、関係各課間の情報共有を図ります。
- 福祉まるごと相談窓口の周知と相談支援機能の強化を図ります。
- 地域における相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

## 2 ▶ 在宅生活への支援

- 重度の障がいがあっても希望する地域で生活できるように、障害福祉サービスの供給や経済的負担の軽減、緊急時の体制整備等多角的な支援に取り組みます。
- レスパイト（休息）目的のショートステイの適切な利用に向け、供給体制の充実に努めます。

## 3 ▶ 地域生活支援拠点の充実

- 地域生活支援拠点について、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実を図ります。

## 4 ▶ 意思疎通支援の推進

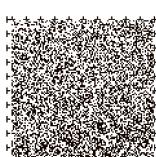
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援の充実や意思疎通支援事業の周知、活用を促進します。
- 手話奉仕員等を育成し、障がい者の社会参加の支援を行う環境づくりに努めます。
- 意思疎通や意思決定等に困難がある人の場合でも、利用者の目線にたった、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。

## 5 ▶ 精神保健福祉の推進

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関との連携を図り、精神障がいのある人の社会復帰を支援します。
- 精神疾患のある人の家族を対象とした学習会や座談会の実施等、家族支援体制の整備を推進します。

## 6 ▶ 障がい児の支援体制の充実

- 一貫した支援や継続的な相談体制が整備できるよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の各機関との連携に努めます。
- 児童発達支援センター等における療育支援体制の充実を図ります。
- インクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。
- ペアレント・メンターカフェ（相談会）等の機会を活用し、子育てに対する不安解消に努めます。



## 7 市における障がい者雇用体制の強化

- 計画的な市職員採用試験の実施や多様な任用形態の活用により、本市における障がいのある人の雇用の推進を図り、市の法定雇用率の維持、向上に努めます。
- 障がいのある人に関する理解を促進するため、職員を対象とした研修を実施するなど障がい者への配慮の徹底を図ります。
- 伊予市障害者活躍推進計画に基づき、働く意欲のある障がい者が、さらに活躍できる職場づくりを目指します。

## 8 防災・防火対策の充実

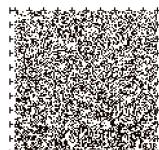
- 伊予市避難行動要支援者避難支援事業における避難支援個別計画（あい・愛プラン）の周知や登録を促し、災害時等の緊急時に備えた地域ぐるみの防災ネットワークづくりを推進します。
- 必要な医療や介護が提供され安心して避難できるように、福祉避難所の充実や支援者の確保、運営方針の検討を進めます。また、指定避難所においても、プライバシーの確保等障がいのある人の利用を想定した体制整備を図ります。
- 災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えた自己所有のストマ装具の保管事業について周知を行い、制度の利用促進を図ります。

## 9 広報・啓発活動の推進

- 広報いよし、ホームページ、社協だより等の多様な情報媒体を積極的に活用した啓発活動に取り組みます。
- 市内の小・中学生を対象に、バリアフリー等の体験学習や、手話出前講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- 令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化されるのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会議所や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組みます。

## 10 文化芸術活動の推進

- 公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- 講演会や芸術活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めるとともに、行事の際には、手話ボランティアを派遣するなど障がいに応じたきめ細かな支援を行います。



# 5

# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の基本指針に即し、地域の実情に応じて令和8年度における目標を定め、計画を推進します。

## 第7期障がい福祉計画の目標

### ① 施設入所者の地域生活への移行

指標	目標値（令和8年度）
地域生活移行者数	4人
施設入所者の削減数	4人



### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 目標

地域包括ケアシステム構築に向けて、協議の場を継続します。また、精神障がい者の地域移行に向けて、共同生活援助や自立生活援助等暮らしの基盤づくりの支援や地域住民の協力を得ながら差別や偏見のない共生社会の実現を目指します。

### ③ 地域生活支援の充実

指標	目標
地域生活支援拠点等の整備	地域のニーズを把握し、地域生活支援拠点の機能の充実を図るとともに、コーディネーターの配置を検討します
強度行動障がいを有する人への支援体制の整備	支援ニーズを把握し、市／圏域において、支援体制の整備を進めます

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

指標	目標値（令和8年度）
一般就労移行者数	7人
就労定着支援事業利用者数	5人



### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

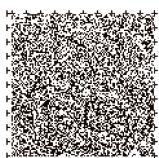
指標	目標値（令和8年度）
基幹相談支援センターの設置	設置済み
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための協議会の体制確保	確保



### ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

#### 目標

国の基本指針や県の方針を踏まえ、県等が実施する研修等への参加を通じて、サービスの質向上のための体制を構築します。



## 第3期障がい児福祉計画の目標

### ① 障がい児支援の提供体制の整備等

指標	目標値（令和8年度）
児童発達支援センターの設置	1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置済み

## 6 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進に当たっては、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。

### 2 連携の強化

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

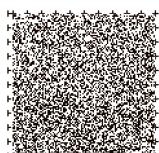
また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

### 3 計画の広報・周知

計画の推進に当たっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。

また、障がいのある人への周知に当たっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。





# 誰もが暮らしやすい伊予市を目指して

障がいのある人は伊予市にどれくらいいるの？

総人口	35,709人
障害者手帳所持者	2,117人

※令和5年3月末現在

総人口の約6%が、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を持っている人です。

障害者差別解消法が改正されました！

「障害者差別解消法」は、障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指した法律です。「障害者差別解消法」では、行政機関や民間事業者に対して、障がいのある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めており、令和6年4月より、民間事業者においても「合理的配慮の提供」が義務となります。

知っておこう！

## 合理的(ごうりてき)配慮(はいりょ)の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

### ■合理的配慮提供の例

車いす利用者がバスや電車に乗る時に、段差に簡易スロープを設置したり、乗降の手伝いをする／視覚障がいのある人に定員がメニューの読み上げをする／聴覚障がいのある人に筆談、わかりやすく伝える 等

※障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるため、障がいのある人と一緒に話し合って、対応策を検討することが大切です。



### ◆障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

障害者差別解消法や合理的配慮の提供について、詳しく知ることができます



### 表紙の絵『うずまく線』の紹介 岡崎 明日香さん 2005年4月生まれ

生まれた時から難聴があり、小学4年生から愛媛県立松山聾学校に通っています。高等部では美術部に所属し、色々な作品を作りました。

令和6年2月から市内の手話サークルに入会。「手話を通して色々な人と出会いたいです！」と抱負を語ってくれました。



伊予市第3次障がい者計画  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画  
【概要版】

発行年月：令和6年3月  
発行：伊予市市民福祉部福祉課  
〒799-3113 伊予市米湊 820 番地  
TEL: 089-982-1121

